

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「2,160円」を「2,880円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（提案理由）

人事院規則が改正されたことに伴い、緊急消防援助隊として従事した消防職員の特殊勤務手当を改正するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。